

# 会費に関する定款補則

## (目的)

第1条 この定款補則は、公益社団法人日本医療社会福祉協会定款第7条に基づき、会員の会費に関する基本事項を定める。

## (入会金)

第2条 正会員の入会金は、金 3,000 円とする。

## (会費)

第3条 正会員の会費は、年額を次のとおりとする。

11,000 円

2 賛助会員の会費は、年額を次のとおりとする。

個人 11,000 円

団体 15,000 円

## (臨時会費)

第4条 本会は、社員総会の決議により、正会員から臨時会費を徴収することができる。

## (納入)

第5条 会員は、毎年度6月末日までに当該年度の年会費を理事会が別に定める方法により支払う。

2 新規会員は、定款第6条第2項の通知を受領した日から2週間以内に、入会金及び当該年度の会費を、理事会が別に定める方法により納入しなければならない。

## (入会金または会費の未納)

第6条 代表理事は、入会金または会費を支払わない会員に対し、その支払を催告した上、会報等の通知を停止することができる。

## (徴収)

第7条 会費の徴収に関する事項は、理事会が別に定める。

## (変更)

第8条 この定款補則は、社員総会の議決を経なければ変更することができない。

## 附 則

1. この定款補則は、2010年8月8日制定し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。